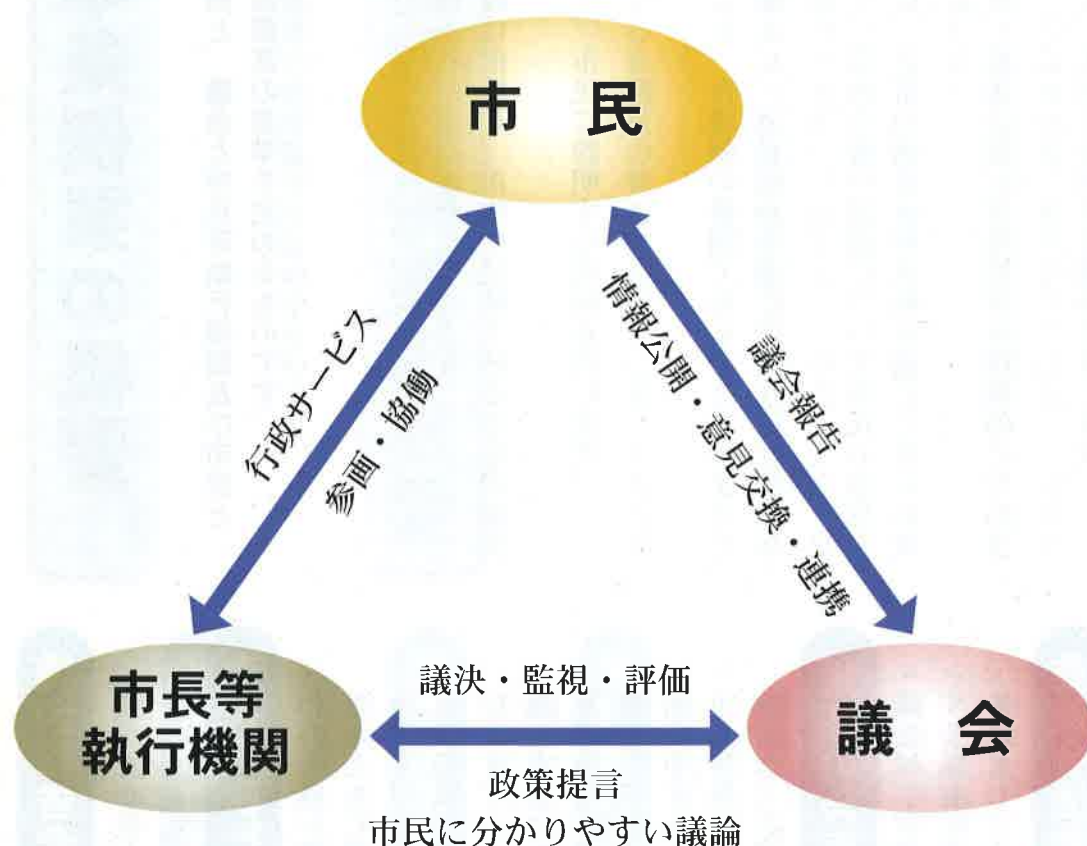


議会が変わる!!

議会・議員の責務と役割を条例化します



皆様のご意見をお寄せ下さい

条例案の概要を公表します

当市議会では、議会及び議員が自ら意識改革と議会改革の両面に取り組む必要があると考え検討してきました。

その結果、議会及び議員の活動原則、市長及び市民との関係などを明らかにした「議会基本条例」及び議員の行動基準を明確にした「議会議員政治倫理条例」制定の必要があると認め、条例案をまとめました。

みやこ
市議会だより

臨時号

平成21年3月31日

議会基本条例案の概要

議会及び議員の活動原則と、議会と市長等執行機関及び市民との関係を明らかにした議会運営の基準を定めるものです。

議会の活動原則

- ・円滑で効率的な市民に開かれた議会運営に努めます。
- ・市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めます。
- ・議会は議会活動について、市民に説明する責務を有します。

議員の活動原則

- ・議会が言論の府であること、合議制の機関であることを踏まえて、議員間の自由な討議を重んじ、議員活動を通じて市民の信託に応えます。
- ・地域の課題だけではなく、市政全般の課題について市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査研修活動を通じて自らの資質の向上に努めます。
- ・議員間の合意形成を図り、政策立案、政策提言を積極的に行います。
- ・議員は議会活動について、市民に説明する責務を有します。

市民参加及び市民との連携

- ・議会に関するすべての会議を原則公開します。
- ・参考人制度、公聴会制度を有効に活用して市民の意見を討議に反映させます。

議会報告会の開催

- ・議員と市民が自由に情報や意見交換できる議会報告会を開催します。

市長等執行機関と議会及び議員の関係

- ・市長等執行機関とは常に緊張ある関係を保ち、監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、市政の発展に取り組めます。
- ・市長等執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行います。
- ・議会審議においては、市民にも分かりやすい一問一答方式で質疑応答を行います。
- ・議論を深めるため、市長等執行機関に議員への質問を認めます。
- ・閉会中でも市長等執行機関に対して、文書質問ができます。
- ・市長等執行機関では、透明性を確保するため、議員の口頭による要請などを記録します。

議会の合意形成

- ・議会は、言論の府であり合議制の機関であることから、市政に関する重要な政策などについては、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めます。

委員会活動の充実強化

- ・行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の調査研究活動を充実強化し、政策提案を積極的に行います。
- ・委員会の活動内容を市民に積極的にお知らせします。

議会改革の推進

- ・地方分権時代にふさわしい議会であり続けるため、他の自治体の議会と交流連携を図りながら、議会改革に積極的に取り組みます。

議員定数

- ・議員の定数については、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の展望等を十分考慮しながら検討を行い、改正する場合は、議員が提案します。

議員の政治倫理

- ・議員の地位に基づく影響力を不正に行使することがないように、良心と責任感をもって行動します。(別途、政治倫理条例を定めます。)

広聴広報の充実

- ・議論になった議案に対する各議員の賛否等を議会広報でお知らせします。

議員政治倫理条例案の概要

議会基本条例に基づき、議員の倫理基準を定めるものです。

議員の責務

- ・市民全体の代表者としての責務を自覚し、議員としての良心と責任をもって行動するとともに、地方自治の本旨に従ってその使命達成に努めます。

政治倫理基準

- ・議員の品位と名誉を損なう一切の不正行為の禁止
- ・地位を利用しての不正な影響力の行使や金品の授受の禁止
- ・市の許認可または請負契約に係る推薦、紹介の不正な影響力行使の禁止

- ・市の許認可または請負契約に係る企業及び団体等からの寄附の受領禁止

- ・市職員人事への介入禁止
- ・疑惑当事者となったときの説明責任の義務

兼業の報告義務

- ・議員は、自ら事業を営んでいるときや、法人等の役員に就任している場合は、すべて報告しなければなりません。在任期間中は市民の閲覧に供します。

誓約書の提出

- ・議員は、自らを律することを示すため、政治倫理条例を遵守する旨の誓約をします。

調査請求の手續

- ・議員の政治倫理基準違反が認められるときは調査を請求できます。市民が請求する場合は、有権者総数の200分の1以上の署名、議員が請求する場合は議員定数の4分の1以上の署名が必要です。

政治倫理審査会の設置及び審査

- ・調査請求がなされたときは、議員8人で構成する政治倫理審査会が設置され、調査請求の適否及び政治倫理基準違反の存否について審査します。対象議員及び調査請求した議員は、委員にはなれ

条例制定のスケジュール

条例案の概要を公表 4月1日



3地区説明会 4月10日～17日



意見募集締切り 4月20日まで



意見に対する検討 5月中



意見に対する回答 5月中



定例会提案議決 6月上旬予定



条例実施 6月中旬予定

審査結果の措置

- ・審査会の会議は、原則公開します。
- ・対象議員は、審査会から求められた場合、資料の提出や出席する義務があります。また、弁明の機会が与えられますが、正当な理由なく出席を拒否したときや虚偽の陳述をしたときは、公表します。
- ・審査の結果は公表します。
- ・対象議員は、政治倫理基準違反と指摘されたときは、これを尊重して自ら必要な措置を講じなければなりません。
- ・議会は、対象議員が自ら必要な措置を講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じます。

条例案に対する意見を募集します。

■意見の募集期間 4月1日(水)～20日(月)

■条例素案等の設置場所 市役所1階ロビー、田老・新里総合事務所、各出張所、中央公民館、市立図書館、勤労青少年ホーム、フラットピアみやこ、総合福祉センター、市民総合体育館、田老公民館、国保田老診療所、新里生涯学習センター、国保新里診療所、宮古市ホームページ

■意見提出の方法 郵送・ファックス・電子メールに住所、氏名、連絡先を記入し、議会事務局まで。上記施設の「私の提言箱」に投函することもできます。

■提出意見の取り扱い 検討後に意見の概要とこれに対する回答を公表します。

■提出・問い合わせ先 市議会事務局 (〒027-8501 住所不要、☎62-2111、FAX63-9117 電子メール gikai@city.miyako.iwate.jp)

地域協議会ごとに説明会を開催します。

田老地区	4月10日(金) 午後6時30分～	田老公民館 2階大ホール
新里地区	4月13日(月) 午後6時30分～	新里福祉センター 2階大会議室
宮古地区	4月17日(金) 午後6時30分～	市役所 6階ホール